

○ わが国企業の海外事業展開とタックスヘイブン対策税制について
(「国際税務」2001年12月号掲載記事)

KPMG ピートマーウィック東京事務所マネージャー
安部和彦

1. はじめに

企業の多国籍化に伴い、企業にとっては、全世界的なグループ全体としての租税負担の軽減をいかに図るかが重要な問題となってきています。その結果、自国と他国との租税制度や税率の差異等に着眼した租税節減のプランニングや租税回避のプランニングが行われるようになりました。そのようなプランニングの中でこれまで最も一般的に行われてきたのが、税金のない、または税率の非常に低い国・地域(いわゆる「タックスヘイブン(tax haven)」)に所得を移転することにより、企業グループ全体としての租税負担の軽減を図るという手法です。

タックスヘイブンというと、従来は、例えばカリブ海に浮かぶ島国のように、自国の税を低くして外国資本を呼びこむというパターンが主でありましたが、近年は先進国の中にも、金融その他のサービス業のいわゆる「足の速い」経済活動・取引を誘致するため、優遇税制を導入する国も現れるようになりました。このようないわゆる「有害な税の競争」については、OECD や EU といった国際的な枠組みの中で協議され、加盟国が一致して対応していくことが決定されてきたところです。

わが国企業の場合、租税負担を軽減するために意図的にタックスヘイブンに所得を留保するというような国際税務プランニングを行うということについては、これまで非常に消極的であったと思われます。しかしながら、通常の日本企業にとって、タックスヘイブン対策税制は全く無関係な税制なのかということではなく、むしろ、特に海外事業の再編を行う際には、必ず事前にチェックすべき重要な項目です。そこで本稿では、わが国企業の海外事業展開とタックスヘイブン対策税制がどのように関連してくるのか、また、実務上どのような点が問題になっているのか具体的に示したいと思います。

なお、文中意見にわたる部分は私見であることを念の為申し添えます。

2. タックスヘイブン対策税制の沿革と概要

<沿革>

タックスヘイブン国・地域の存在は、1970年代から先進各国の税務当局から注目を集めるようになり、わが国においても1978年にタックスヘイブン対策税制が導入されました。これは、政府税調の答申¹で、「近年、我が国経済の国際化に伴い、いわゆるタックス・ヘイブンに子会社等を設立し、これを利用して税負担の不当な軽減を図る事例が見受けられる。」ので、税負担の公平の観点から、「我が国においても所要の立法措置を講ずることが適当である」とされたことを受けてのものであります。

この答申を踏まえ、1978年に導入されたタックスヘイブン対策税制は、基本的には米同等の制度と同様に、軽課税国にある子会社等の株式の一定割合以上を保有している居住者又は内国法人について、軽課税国に留保された所得を当該居住者又は内国法人の所得に合算するという方式が採用されました。また、執行の簡便化という観点から、対象となる国・地域を個別に掲名する、いわゆるブラックリスト方式が採用されました。更に、本税制の導入によって、例えば南の島でリゾートホテルを経営するといった正常な海外活動までも対象とするといった不合理が起きないようにするため、その地で事業活動を行っている法人のうち、一定の要件を備えているものについては、本税制の適用対象としない(適用除外)こととしました。

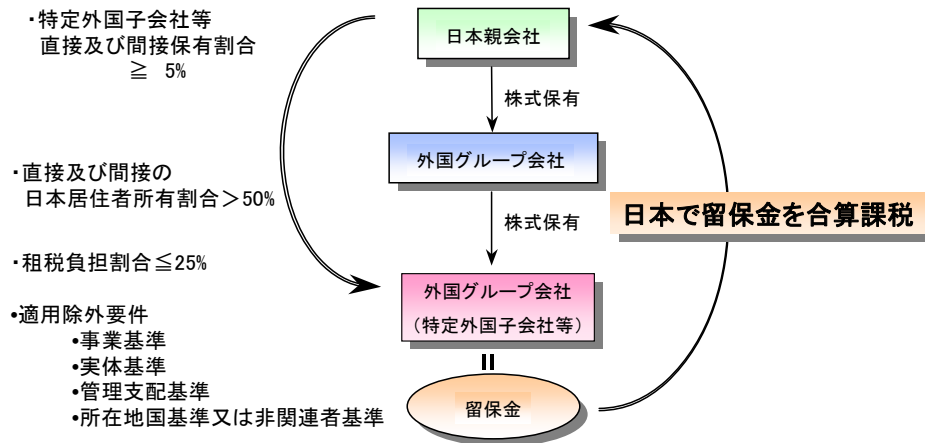
その後、1992年に大幅な改正が行われ、軽課税国の判定がブラックリスト方式から子会社等の租税負担割合(25%以下)による方式に改められました。

<概要>

現行のわが国のタックスヘイブン対策税制を簡単に図示すると、次の通りです。

¹ 政府税制調査会「昭和53年度の税制改正に関する答申」

タックス・ヘイブン対策税制の概要(イメージ図)



3. 海外事業展開とタックスヘイブン対策税制

それではわが国企業の海外事業展開とタックスヘイブン対策税制とは、実際にどのように関わってくるのでしょうか。日本企業にとって海外事業戦略上重要な国であるドイツ及びシンガポールに中間持株会社を設置したケースを題材に、具体的にみてゆきたいと思います。

① 中間持株会社 — ドイツのケース

海外事業展開が進むにつれて、日本本社から現地法人を直接コントロールするよりも、欧州、米国、アジアの各地域ごとにきめ細かな経営管理（マーケティング、キャッシュフロー管理、各現地法人へのバックオフィス・サービスの提供等）を行うことが事業戦略上必要となるため、地域毎に海外子会社群を統括する持株会社(地域統括会社)を設立するケースが多くみられます。日本企業にとって、ヨーロッパ大陸の大国であり東欧への窓口でもあるドイツにおいて、持株会社設立のニーズは大きいと思います。

このような場合、タックス・ヘイブン対策税制の適用について、実務上頭を悩ますのは、(i)適用除外に関する業種の判定、及び、(ii)租税負担割合、についてです。

(i) 適用除外に関する業種の判定

<持株会社と適用除外>

まず、適用除外についてであるが、持株会社のうち株式・債券の保有を目的とする外国子会社等(いわゆる純粋持株会社)はタックスヘイブン対策税制上、主たる事業が「株式・債券の保有」であるため適用除外を受けられず、合算課税の対象となることに留意する必要があります。そのため、日本企業の間では、地域統括会社を中間に挟み込むに当たって、実体ある事業を行う現地法人に、周辺地域に存するグループ内のその他の現地法人株式を保有させることにより、「事業持株会社」とすることを余儀なくされるケースが多く見受けられます。

<事業の判定>

① 日本標準産業分類による判定

また、適用除外の判定に際しては、主たる事業の判定が必要となりますが、当該判定は原則として総務省発行の日本標準産業分類(平成5年10月改訂)に基づいて行われることとなります(措置法通達66の6-14)。しかし、当該分類による場合、例えば、近時展開されているe-businessやファブレス製造業のような新業種・業態については、果たして小売業、卸売業、製造業等の従来の業種分類のどこに該当するのか、冊子を眺めながら唸ってしまうことがよくあります。最近の事業の実態に合わせて分類の見直しを行っていただけると、実務上非常に助かるどころです。

② 通達の解釈

厄介なことに、実体のある「事業持株会社」に組替えたつもりであっても、実は安心は出来ない。実体のある事業持株会社といっても、主たる事業が持株活動なのか、子会社等のマネジメント機能なのか、製造・販売機能なのか、税務上何を基準に判定するのか必ずしも明確でなく、結局のところ当該持株会社の業種は何であるのか、実務では頭を悩ましているところでは、措置法通達66の6-8では、収入額、使用人の数、固定施設の状況等を「総合的に勘案して判断する」とありますが、これが杓子定規の判断を避けるための規定であることは理解していますが、結局どうしたら確実なのかなかなか判断できないでいるのが現状です。主たる事業の判断基準について、現行通達より踏み込んだ税務当局によるガイドライン(数値に基づいた例示などがあれば非常に有難い)が公表されれば、企業の担当者や実務家の悩みも多いに軽減されるどころです。

(ii) 租税負担割合

<租税負担割合の計算式>

次に、「法人の所得に対する税の負担が我が国に比して著しく低い」ことを判定する際の基準である租税負担割合についてであるが、その計算は以下の通り行います(措置法施行令 39 条の 14②)。

$$\text{租税負担割合} = \frac{\text{外国法人税額}^2}{\text{所得金額} + \text{課税標準に含まれないこととされる所得}^3} \leq 25\%$$

<非課税所得 - 非課税とされたキャピタルゲイン>

この算式の中で注目すべき項目は、分母の「課税標準に含まれないこととされる所得(非課税所得)」です。この「非課税所得」の範囲は措通 66 の 6-5 において例示されていますが、諸外国の企業再編税制に関する取扱いまでは想定していないと考えられるため、例えば資産の譲渡益が(ドイツのように)現地税法上非課税(課税の繰延)とされていても、租税負担率の判定式においては「非課税所得」に含めることにより、表面税率が 25%を大きく上回る場合であっても、租税負担率を計算すると 25%を下回ることとなるケースも生じ得るところです。

<非課税所得 - 国外配当>

また、海外から受ける配当については、その持分割合が一定割合以上であることを要件として非課税とされる場合、「非課税所得」に加算する必要がないとされています(措置法施行令 39 条の 14②一イ(2))、2000 年度のドイツの税制改革により、国外配当はその持株割合に関わらず原則非課税⁴とされたため、「非課税所得」に加算する必要があります。その結果、日本企業にとって、ドイツにおいて(純粹)持株会社の設立が非常に困難となり、欧州事業の展開の大きな足かせとなりかねないことが懸念されます。

日々実務を担当する者として、非課税所得の内容を見直すとともに、さらに具体的に示してあれば、といつも考えるところであります。例えば、ドイツのように国外配当を持

² 間接外国税額控除により減額された外国法人税額を含む。

³ 国内配当、及び一定以上の株式保有割合により非課税とされた外国配当は除く。

⁴ 外国配当に係る経費は損金算入されるものの、便宜上配当額の 5%が益金に加算される。

株割合に関わらず非課税としているケースにおいては、当該配当所得を租税負担割合の判定式の分母において「非課税所得」に加算する必要がないように適用を改めるというような改正がなされれば、ビジネス上の理由からドイツに持株会社を設立する(またはその予定の)日本企業にとって朗報です。

② 中間持株会社 — シンガポールのケース

<地域統括会社>

シンガポールに設立された地域統括会社のケースも、上記ドイツの場合の(i)・(ii)の両方と関連してきます。もともとシンガポール政府は、1980年代から地域統括会社の誘致を促進するため、オペレーショナル・ヘッドクォーター(OHQ)、ビジネス・ヘッドクォーター(BHQ)制度を設けて、多国籍企業の誘致活動を行ってきており、有力日本企業がOHQステータスを取得して東南アジア・オセアニア地域における地域統括会社を設立してきたという歴史の経緯があります。

ところが、シンガポール政府が2002賦課年度から法人税率を24.5%に引下げた結果⁵、日本企業の地域統括会社の中にタックスヘイブン対策税制の適用を受けてしまうものが出てきており、対策を迫られているのが現状です。立法論的には、形式的に適用除外を規定するのみでなく、納税者に当該外国子会社を設立した理由・動機が、シンガポールの地域統括会社のように、あくまでビジネス上必要があったためであって、日本国における課税の回避ではないといった主張を許容する規定(イギリスのいわゆる「動機テスト(motive test)」)を置くという方策があり得るといいう指摘があります⁶。

<租税負担率25%以下は「軽課税」か?>

日本を含め世界的に法人税率が低下する傾向にある中で(シンガポール:24.5%、アイランド:20%など)、租税負担率については、25%の基準を引下げるべきという考え方も最近企業側からよく聞かれます。租税負担率25%という水準が果たして「軽課税」と言えるかどうかの判断は、具体的な基準もないため容易ではありません。あえて基準を探し出すとすると、例えば、当該割合を25%とした根拠は、「制度制定当時における日本の実効税率50%の半分」であると巷間言われていますが、その真偽はともかく、

⁵ なお、最近のシンガポール政府の発表では、2001賦課年度(税率25.5%)について、課税所得100,000シンガポールドルまでは税額の半額が還付される等の措置が講じられている(http://www.mof.gov.sg/offbud2001_txt1.html)。

⁶ 占部裕典「国際的企業課税法の研究」p.174-175。

中小企業に対する年 800 万円以下の所得に対する法人税率が 22%であることから、これよりも低い 20%としてはどうかというのも一つ考えられます。

また、別の視点として、割合をピンポイントで定めるのではなく、例えば日本の法人税の基本税率(現行 30%)の 3 分の 2 とするなど、日本の税率が下がれば自動的に連動して租税負担割合も下がるというメカニズムに変更するのも、日本の法人税率が国際的水準をも視野に入れて定められている点⁷からみても一考の余地があると思われま

<租税負担率の引下げ>

外税控除のシーリングとの関係(慎重論)

租税負担率の引下げについては論点が二つあります。まず一つ目は、租税負担率を下げるという話は、外国税額控除制度における高率負担のシーリング(50%、法人税法施行令 142 条の 3①)とも関連してくるため、慎重な対応が必要という意見があります。つまり、外国税額控除の控除対象外とされる高率負担部分は、我が国の法人所得の税負担(法人税・法人住民税・事業税を合わせた法人実効税率で 1988 年の税制改正当時の実効税率は概ね 50%とされていた)を超える部分であり、その部分については二重課税が発生していないとみて、外国税額控除の対象としないという考え方にに基づき控除対象外としています。

国際課税における租税負担率の考え方を、外国税額控除の場合とタックスヘイブン対策税制とで殊更に変えるということも合理的ではないでしょうから、仮に税制改正論議の中で、タックスヘイブン対策税制で基準となる租税負担率を下げるということになれば、外国税額控除制度の方も下げるべきという議論となることが十分予想されます。発展途上国を中心に、未だ税率 40%強で課税している国も少なくないことから、控除不能となるケースも少なくないと考えられるため、外国税額控除の高率負担部分の引下げに伴うネガティブな影響は無視し得ないと考えられます。そこで、租税負担率の議論をするのではなく、むしろ適用除外要件の明確化の方が必要という見解があります。

予測可能性の確保(積極論)

もう一つは、いくら適用除外要件を明確化しても、あらゆる事態を想定して法令等を定めることは不可能であり、必ず実務上税務調査等において議論になるであろうから、客観的な数字による基準で適用除外となる方が納税者の利益に適っているため、できるだ

⁷ 「平成 11 年改正税法のすべて」

け下げる方向での見直しを考慮すべきであるという見解です。

<租税負担率基準は下げるべきか?>

慎重論、積極論いずれの見解が納税者の利益に合致しているかは即断できません。ただ、実務を担当している立場から言えば、解釈・見解の相違を避け納税者の予測可能性を確保するという見地に立つと、適用除外基準の明確化だけで事足りるというよりはむしろ、客観的な数値による基準である租税負担率を下げるという見解の方が望ましいのではないかと考えます。

4. 最後に

これまで日本企業とタックスヘイブン対策税制との関わりと実務上の疑問点、及び、「ここがこのように変わればいいなあ」という「願望」を書き連ねてきましたが、特に意図的に軽課税国に所得を留保する場合ではなくても、当該税制が適用されてしまうことがあるということがご理解頂けたのではないかと思います。このような予期せぬ合算課税を回避するために、企業サイドとして事前のスタディ・プランニングを行うことは、重要なリスクマネジメントであることを最後に強調しておきたいと思います。

以上